

令和8年産備蓄米政府買入契約書（案）

（第〇回 令和〇年〇月〇日入札分）

農林水産省農産局長

（名称）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

令和 8 年産備蓄米政府買入契約書

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と、○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、令和 8 年産備蓄米の政府買入に関して、下記条項及び入札仕様書（以下「仕様書」という。）により契約を締結する。

（契約の履行に関する指示監督）

第 1 条 乙は、本契約の履行に関し、農林水産省農産局長、国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）の審査を申請する際に売渡申込資格審査申請書に記載した申請者の住所（以下「売渡申込資格者住所」という。）を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）及び地方参事官の指示監督に従うものとする。

（備蓄米及び契約金額）

第 2 条 本契約に基づき、甲が乙から買い入れる米穀（以下「備蓄米」という。）の種類、産年、産地、契約数量及びその契約単価は別紙のとおりとする。

2 備蓄米の仕様は、仕様書 2 で定める。

なお、備蓄米の区分は、仕様書 3 に規定している B 区分米穀の引渡申込書の提出時に確定する。

3 次に掲げる米穀は、買入の対象としない。

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条又は第 13 条第 2 項若しくは第 3 項により販売等が禁止されている米穀
- (2) 水分の含有率（農産物検査による水分測定に準じて測定された水分の含有率を含む。以下同じ。）が 15.0 パーセントを超える米穀
- (3) 破袋、容器包装の汚れ等、荷造りに問題のある米穀
- (4) カビ状異物（カビ毒を含む。）の混入、水濡れ、鼠害等により、品質等に問題のある米穀
- (5) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成 21 年農林水産省令第 63 号。以下「遵守事項省令」という。）附則第 3 条第 1 号の作付制限区域米穀及び同条第 2 号の出荷制限区域米穀
- (6) 同項各号に定めるもののほか、前項で確定した区分に合致しない米穀

（契約保証金）

第 3 条 甲は、本契約の締結に当たっては、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(引渡数量)

第4条 乙は、生産者又は集荷業者から、直接買い入れた又は買入れの委託を受けた備蓄米の数量に応じ、備蓄米の引渡数量を仕様書5(1)及び(2)に定める方法により算出し、同(3)に定めるところより、地域農業再生協議会が所在する区域を管轄する地方農政局長等又は地方参事官を経由して地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等報告書(仕様書別記4)を甲に提出するものとする。

ただし、引渡数量が、地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書(仕様書別記3)に記載された引渡予定数量と変わらない場合又は仕様書5(1)のアのただし書に規定する場合及びイの(ア)の都道府県別作柄概況に基づく変更の場合は当該報告書の提出を省略できるものとする。

(引渡申込書の作成及び提出)

第5条 乙は、第7条による検収(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の11第2項に基づく給付の完了の確認をするために必要な検査をいう。以下同じ。)を受ける場合は、検収日の5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は算入しない。)前までに仕様書5(5)に定めるところにより、備蓄米引渡申込書(仕様書別記5-1又は別記5-2)、備蓄米の引渡数量等確認書(仕様書別記6-1又は別記6-2)及び備蓄米の政府買入れに係る容器包装の規格等の適合証明等に係る報告書(仕様書別記7。乙がその他紙袋又はフレキシブルコンテナにより備蓄米を引き渡す場合に限る。以下同じ。)に必要事項を記載の上、売渡申込資格者住所を管轄する地方農政局長等又は地方参事官を経由して、甲に提出するものとする。

なお、乙が、備蓄米引渡申込書(仕様書別記5-1又は別記5-2)、備蓄米の引渡数量等確認書(仕様書別記6-1又は別記6-2)及び備蓄米の政府買入れに係る容器包装の規格等の適合証明等に係る報告書(仕様書別記7)の提出を委任している場合は、委任された者の住所を管轄する地方農政局長等又は地方参事官を経由し、甲に提出するものとする。

(備蓄米の引渡し)

第6条 乙は、第7条による検収を受け、合格した備蓄米について、仕様書5(6)に定める場所で甲に引き渡すものとする。

2 前項の引渡しに当たり、必要な事項は仕様書5(7)で定める。

3 引渡期間は、令和8年9月1日(火)から令和9年3月11日(木)までとし、乙は、原則として、引渡期間における各月の1日、11日又は21日のいずれかの日とする。

ただし、当該日が行政機関の休日に当たる場合は行政機関の休日の翌日を引渡日とする。

なお、令和9年1月4日(月)は引渡日としない。

4 乙は、第7条による検収の結果、不合格となったものがあつた場合は、乙の負担により、その理由を踏まえ当該不合格品の手直しができるものとし、甲は、当該手直しに係る期限を定めるものとする。この場合、乙は、甲の求めに応じ、誠実に契約の履行に努めるものとする。

(検収)

第7条 乙は、前条第1項に定める備蓄米の引渡しに際し、検収を受けなければならない。

- 2 検収日は、前条の規定により引渡しが行なわれた日（以下「引渡日」という。）とする。
- 3 甲は、検収の対象となる米穀の中に、第2条第3項第1号の米穀が含まれる疑いが生じた場合は、直ちに当該米穀の存在する地域を管轄する保健所へ通報するとともに、当該米穀について現品確認等の調査を行うものとし、その結果、当該米穀が同号の米穀に該当すると認められた場合は、乙は、当該米穀を引き取るとともに、甲の立会いの下に当該米穀を廃棄するものとする。
- 4 甲は、検収の対象となる米穀の中に、第2条第3項第2号の米穀が含まれる疑いが生じた場合は、当該米穀の現品に係る水分の含有率を確認するものとし、その結果、当該米穀が同号の米穀に該当すると認められた場合は、当該米穀の引渡しを受けないものとする。
- 5 甲は、検収の対象となる米穀の中に、第2条第3項第3号又は第4号の米穀が含まれる疑いが生じた場合は、当該米穀について現品確認等の調査を行うものとし、その結果、当該米穀がこれらの号の米穀に該当すると認められた場合は、当該米穀の引渡しを受けないものとする。
- 6 乙は、甲が必要と認めた場合は検収に立ち会うものとし、必要に応じ検収に協力するものとする。
- 7 この検収に係る費用については、乙が負担するものとする。

(現品領収証の発行)

第8条 甲は、前条の検収に合格した備蓄米について第6条により引渡しを受けた場合は、その数量、単価及び金額を記載した現品領収証を食料安定供給特別会計物品管理官農林水産省農産局農産政策部長から乙に交付するものとする。

(所有権)

第9条 容器包装を含む備蓄米の所有権及び危険負担は、第7条の検収に合格し、甲が前項の規定により現品領収証を乙に交付した時点で、乙から甲に移転するものとする。

(買入代金の支払)

第10条 食料安定供給特別会計官署支出官農林水産省農産局長（以下「官署支出官」という。）は、乙から買入代金（次の方法により算出した消費税相当額を加えた請求金額の合計をいう。）の適法な請求書（様式1）の提出を受けた場合は、これを受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に当該代金を支払うものとする。なお、乙は、甲が適当と認めた場合は、甲との協議により決定した引渡時期ごとに甲に買入代金を請求できるものとする。

(算出方法)

契約単価×買入数量×（8÷100）＝消費税相当額（円未満切り捨て）

- 2 乙が、消費税法（昭和63年法律第108号）第2条7の2に定める適格請求書発行事

業者の場合、消費税法第57条の4に定める適格請求書により請求すること。この際、乙は、様式1以外の適格請求書により買入代金の請求を行う場合又は様式1に明細書等の書類（電子データを含む。）を添付したものを適格請求書として買入代金の請求を行う場合は、契約締結後すみやかに、甲と適格請求書について協議すること。

- 3 官署支出官が、前項の約定期間内に対価を支払わない場合は、乙は、約定期間の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、未払い発生日において適用される財務大臣が別途定める政府契約の支払遅延に係る遅延利息の率により計算した額を遅延利息として請求できるものとする。

なお、天災地変等のやむを得ない事由により約定期間内に支払が行われない場合は、当該事由が継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しない。

（過受金の返納）

- 第11条 乙は、買入代金の受領に関して過受金があった場合は、当該過受金相当額を遅滞なく食料安定供給特別会計歳入徴収官農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）又は官署支出官が発行する納入告知書により納付しなければならない。

（債務の履行）

- 第12条 本契約の履行に当たり、引渡しを受けた米穀の中に第2条に規定する買入条件と合致しない米穀（同条第3項第1号の米穀を除く。）が含まれていることにより、契約の内容に適合しないことが明らかになった場合は、甲は期限を定め、乙に米穀の交換を求めることができる。

なお、交換が必要な米穀を仕分ける費用及び交換に係る費用（運送経費、荷役費及びその他交換に要した経費を加えた額）については、乙が負担するものとする。

- 2 乙が前項の規定により交換する米穀は、引き渡した米穀と同等又は同等以上（新しい年産及び上位等級）の米穀とする。
- 3 乙は、期限までに交換に応ずることができない場合は、あらかじめその理由を書面で甲に提出するものとする。
- 4 乙が第1項の規定による交換に応ずることができない場合は、甲は、乙に対し、買入条件と合致しない米穀を返還することとし、契約の内容に適合しないものにより甲が受けた損害の賠償（当該米穀に係る買入代金相当額に、買入れから返還までの間の保管経費、管理経費、運送経費、荷役経費及びその他返還に要した経費を加えた額）を求めることができる。

（政府所有米穀の廃棄）

- 第13条 甲は、第7条の検収に合格し甲に所有権が移転した米穀の中に、第2条第3項第1号の米穀が含まれる疑いが生じた場合は、直ちに当該米穀の存在する地域を管轄する保健所へ通報するとともに、当該米穀について現品確認等の調査を行うものとし、その結果、当該米穀が同号の米穀に該当すると認められた場合は、当該米穀を廃棄するものとする。
- 2 前項の場合、乙は、甲の行う調査に協力するとともに、甲に対し同項により廃棄することとされた米穀の返還を求めないものとし、また、甲に対し当該米穀の廃棄の判断

理由について説明を求めることができるものとする。

- 3 甲が第1項により米穀の廃棄を行った場合は、乙は甲からの請求に基づき、当該廃棄米穀に係る買入代金相当額に、買入れから廃棄までの間の保管経費、管理経費、運送経費、荷役経費、廃棄処分経費その他当該処分に要した経費を加えた額を支払うものとする。
- 4 前項に基づく経費（買入代金相当額を含む。）の請求は、甲が契約の内容に適合しないものを見つけた時から1年以内に乙に対してしなければ、その効力を有しないものとする。ただし、乙が、甲への米穀の引渡しの際に、当該米穀に第2条第3項第1号の米穀が含まれることを知っていた場合は、この限りではない。

（催告による契約の解除）

第14条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（催告によらない契約の解除等）

第14条の2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。

- (1) 本契約の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 本契約の一部の履行が不能である場合又は乙が本契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約の履行をせず、甲が前条の催告をしても本契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 乙が本契約に関して虚偽の申込み若しくは報告又は不正行為をしたとき。
 - (7) 農産局長が乙の国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札参加資格を取り消したとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに本契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 本契約の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙が本契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙が本契約に関して虚偽の申込み若しくは報告又は不正行為をしたとき。
 - (4) 農産局長が乙の国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札参加資格を取り消したとき。

- 3 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条又は前2項の規定による契約の全部又は一部の解除をすることができない。
- 4 前条又は第1項から第3項までの場合のほか、諸般の事情により、本契約に基づく義務の履行が困難と甲が認めた場合は、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。
- 5 第1項から前項に定める場合において、乙が損害を被ることがあっても、甲は、その責めを負わない。

(談合等の不正行為に係る契約の解除)

第15条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。以下同じ。）に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する犯罪の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号のいずれかに該当した場合は、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲が前条により契約の全部又は一部の解除をするか否かにかかわらず、別紙の契約単価に契約数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を違約金として歳入徴収官の発行する納入告知書の納付期限までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として、歳入徴収官の発行する納入告知書の納付期限までに、甲に

支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、本契約の義務の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、本契約の解除をすることができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約の解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約の解除をすることができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、第17条各号及び前条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(違約金)

第20条 乙は、第14条、第14条の2第1項若しくは第2項、第17条又は第18条の規定に基づき、本契約の全部又は一部の解除をされた場合は、次項の場合を除き、別紙の契約単価に当該解除する部分の数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を、歳入徴収官の発行する納入告知書により、甲に納付しなければならない。

2 乙は、第14条、第14条の2第1項若しくは第2項、第17条又は第18条の規定に基づき、本契約の全部又は一部の解除をすることとなったことにより、甲に引き渡す米穀の数量が、第4条に基づき算出された引渡数量の5パーセントを超えて不足する場合は、別紙の契約単価に当該解除する部分の数量を乗じて得た金額の100分の30に相当する金額を、歳入徴収官の発行する納入告知書により、甲に納付しなければならない。

3 乙は、第14条、第14条の2第1項若しくは第2項、第17条又は第18条の規定に基づき、本契約の全部又は一部の解除をすることとなったことにより、解除する部分の数量の累計が、第4条に基づき算出された引渡数量の5パーセントを超えた場合、別紙の契約単価に解除する部分の数量を乗じて得た金額の100分の30に相当する金額を歳入徴収官の発行する納入告知書により、甲に納付するものとし、それ以前の支払額が100分の10に相当する金額であった場合は、それ以前に解除した数量に100分の20を乗じた金額も併せて納付しなければならない。

(損害賠償)

第21条 前条に定めるもののほか、乙が、本契約に基づく業務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼしたときは、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかつたことを立証した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当するときは、本契約に基づく義務の履行に代わる損害を賠償しなければならない。

(1) 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。

(2) 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

(第三者に及ぼした損害)

第22条 乙は、備蓄米の販売先である第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査

上必要な協力を行うものとする。

(延滞金)

第 24 条 乙は、甲に納付すべき過受金、違約金又は損害賠償金（以下「元本」という。）について、歳入徴収官又は官署支出官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として甲に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、過受金の受領又は損害の発生について、乙に故意又は重大な過失がある場合は、甲に納付すべき過受金にあっては当該過受金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、損害賠償金にあっては損害発生の日から納付の日までの日数に応じ、民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として甲に納付しなければならない。

3 前 2 項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

4 歳入徴収官又は官署支出官は、乙が延滞金を納付する場合において、納付された金額が元本と延滞金の合計額に満たない場合は、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

5 歳入徴収官又は官署支出官は、前項によって生じた元本の未納額については、乙に対し納付書を発行するものとし、乙は、当該納付書の定めるところによって納付しなければならない。

(協力義務)

第 25 条 乙は、甲が必要があると認めて乙に対して業務の進捗状況の照会、迅速な検査又は報告の要請をしたときは、甲に協力するものとする。

(報告等)

第 26 条 甲は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 52 条第 1 項に基づく報告及び立入検査のほか、必要があると認めた場合は、乙に対し本契約の履行状況に関する報告を求め、又は帳簿類その他の書類の閲覧若しくは提出を求めることができるものとする。

2 乙は、甲から前項に基づく求めがあった場合は、これに誠実に応じるものとする。

(契約の変更)

第 27 条 諸般の事情により本契約の一部を変更する必要があると甲が認めた場合は、甲乙協議の上、本契約の一部を変更することができるものとする。

2 前項の規定により契約数量を変更した場合は、生産者又は集荷業者から、直接買入れた又は買入れの委託を受けた備蓄米の数量に応じ、第 4 条の規定に準じて、乙の引渡数量を算定する。

3 本契約の一部を変更することにより生じる費用については、乙が負担するものとする。

4 乙は、住所又は氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）等の変更があった場合

は、契約変更届（様式2）を甲に提出するものとする。

（法令の補充適用）

第28条 本契約書及び仕様書に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

（紛争等についての協議）

第29条 本契約に関して甲乙間に生じた紛争又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行い、その解決を図るものとする。

（合意管轄）

第30条 本契約に関する甲乙間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2部を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1部を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計支出負担行為担当官

農林水産省農産局長 ○○ ○○ 印

乙 (住 所) ○○○○

(名 称) ○○○○

(代表者) ○○○○

印

買入対象米穀及び契約金額一覧

(相手方) ○○○○ 第○回 令和○年○月○日 8内米買契第○号

種 類	産 年	産 地	契約単価 (円/60 キログラム)	契約数量 (トン)	備考
水稻うるち玄米	8				

(注1) 上記各欄には、落札結果の通知に記載された落札価格及び落札数量を記載すること。

(注2) 入札仕様書2の(1)のA区分米穀の場合において、買入対象米穀の引渡時の等級が2等であるときは落札価格から60キログラム当たり300円、3等であるときは落札価格から60キログラム当たり1,300円控除した額を契約単価とする。

(注3) 入札仕様書2の(2)のB区分米穀の場合は、落札価格から60キログラム当たり70円を控除した額を契約単価とする。

請求書
(軽減税率対象)

年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官
農林水産省農産局長 殿

(売渡人)
住所
名称
代表者役職
氏名
登録番号

¥ _____

上記買入代金を 8 内米買契第○号 (現品領収証発行No.○) による備蓄米の政府売渡分として、下記の内容により請求します。

記

1 請求の内容

氏名又は名称	登録番号	金額 (税抜き)		消費税 (8%)	請求金額
		(端数処理前)	(端数処理後)		

2 振込先

銀行名 :
支店名 :
預金種別 :
口座番号 :
(フリガナ)
口座名義人 :

- 注 1 振込口座は、事前に債主登録が必要となります。また、口座を変更する場合は、再度、債主登録が必要となります。
- 2 添付書類として、契約書 (写 2 部) を添付するものとします。ただし、契約締結時において、契約書の電子ファイルの提出があった場合は、添付の必要はありません。
- 3 適格請求書発行事業者は、登録番号を記載してください。
- 4 請求書は、一つの現品領収証に対し、一括して請求してください。

契 約 変 更 届

年 月 日

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

競争参加資格者番号
所在地（住所）
名 称
代表者役職
氏 名

貴殿との間で締結した令和8年産備蓄米政府買入契約に関し、次のとおり変更があったので届出をします。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日